

【清里チャレンジラボ 清里駅構内 利用細則】

【清里チャレンジラボ 清里駅構内 利用細則】

本細則は、「清里駅構内 貸出スペース利用規約」（以下「規約」といいます。）を補足し、利用にあたっての具体的なルールを定めるものです。規約と本細則の内容が異なる場合は、規約を優先します。

第1条（チラシ・SNS等の広報物）

借主がチラシ、ポスター、SNS投稿用画像その他の広報物を作成する場合は、次の内容を記載するものとします。

- (1) 貸主が指定する「清里チャレンジラボ」のロゴマーク
- (2) 「協力：NPO 法人清里観光振興会」
- (3) 「清里チャレンジラボ」又は貸主が指定する名称

ロゴデータ及び表記ルールは、貸主が提供します。

広報物の内容や表記が不適切と貸主が判断した場合、貸主は修正又は配布・掲載の停止を求めることができます。

第2条（電気機器及び備品の利用）

本スペースで使用できる電源は、施設に設置された一般家庭用電源（100V・20Aまで）に限ります。

20Aを超える電力を使用する機器、動力電源又は特殊な電源を必要とする機器は使用できません。

過負荷、漏電、発熱、火災その他安全上の問題が生じるおそれがある電気機器は使用してはなりません。

貸主が安全上必要と判断した場合は、電気機器の使用停止、撤去又は利用内容の変更を求めることができます。この場合、借主は貸主の指示に従うものとします。

貸与備品を使用した場合は、利用終了後に元の状態に戻し、所定の位置へ返却してください。

第3条（音量及び来場者への対応）

音響機器、拡声器又は演奏等を行う場合は、駅利用者及び周辺施設に配慮し、音量を適切に管理してください。

騒音その他により周囲への影響があると貸主が判断した場合、貸主は音量の調整又は利用の中止を求めることができます。

来場者による迷惑行為、路上喫煙、無断駐車その他の問題が生じた場合は、借主が適切に対応するものとします。

第4条（荒天・災害・緊急時の対応）

災害、荒天、鉄道運行への影響、施設管理上の理由その他やむを得ない事情により、貸主が利用の継続が難しいと判断した場合は、利用の停止又は利用内容の変更をお願いすることがあります。

この場合、貸主は、借主の営業損失、交通費、準備費用その他の損害について補償を行いません。

第5条（水道及びトイレ設備）

本スペースには、水道設備及びトイレ設備はありません。

利用者及び来場者は、北杜市営公衆トイレ等の周辺公共施設を利用してください。利用にあたっては、周辺施設のルール及びマナーを守るものとします。

本スペースでは、給排水設備を必要とする利用はできません。

第6条（利用料金に含まれる費用及び保険）

利用料金には、施設使用料、光熱費（水道・電気等）、一般的な電源使用料（20Aまで）及び借家人賠償責任保険料が含まれます。

借家人賠償責任保険は、借主の不注意や管理不足などにより、本スペースの壁、床、設備又は貸与備品を壊したり汚したりして、借主に賠償責任が生じた場合に、貸主が加入する保険契約の範囲内で補償される場合がある保険です。

ただし、故意による損害、保険の対象外となる損害、保険の補償限度額を超える損害その他保険金で補填されない損害については、借主が負担するものとします。

商品、備品、展示物その他借主が持ち込んだ物の盗難、紛失、破損又は損害、借主又は来場者のけが、営業損失、休業損失その他これらに類する損害は、この保険の補償対象ではありません。

保険の補償内容、補償限度額、免責事項その他の条件については、貸主が加入する保険契約の約款その他の定めによります。

借主は、自身の商品、備品、展示物その他の持込品及び来場者への対応について、必要に応じて自ら保険に加入するなど、自己の責任で管理してください。

第7条（長期利用時の管理）

長期利用の場合又は利用期間が複数日にわたる場合は、防犯及び施設管理のため、商品、備品、展示物等は原則として営業終了ごとに撤収し、整理整頓してください。

大型展示物その他やむを得ず施設内に残す物品については、貸主の了承を得たうえで、シート等で養生し、盗難、いたずら又は破損がないよう借主の責任で管理してください。

施設内に残した商品、備品、展示物その他の物品について、盗難、紛失、破損その他の損害が生じて、貸主は責任を負いません。

第8条（看板及び展示物の設置）

看板、のぼり、パネル、イーゼルその他の展示物は、借主に許可されたスペースの範囲内に設置してください。

通路その他の共用部分にはみ出して設置すること、又は駅利用者の通行や安全を妨げる設置はできません。

貸主が安全管理上必要と判断した場合は、設置場所の変更又は撤去を求めることができます。この場合、借主は貸主の指示に従うものとします。

パネル、イーゼル、看板、什器その他持ち運び可能な物品は、営業終了ごとに必ず撤去し、持ち帰ってください。

収納スペースには限りがあるため、貸主があらかじめ認めた場合を除き、展示物、備品その他の物品を現地に残すことはできません。

第9条（来場者数等の報告）

借主は、貸主から求めがあった場合、利用期間中の来場者数、販売実績その他の利用状況について報告するものとします。

貸主は、報告内容を施設運営及び地域振興事業の参考資料として活用することがあります。

第10条（駅施設を利用する際の注意事項）

借主は、駅利用者の通行、鉄道利用又は駅施設の運営を妨げる行為をしてはなりません。

駅構内のスペースであることを十分に理解し、安全確保及び公共性に配慮して利用してください。

貸主、JR東日本その他の関係機関から指示があった場合は、速やかに従うものとします。

第11条（細則の改定）

貸主は、必要に応じて本細則を改定することができます。

改定後の細則は、借主への通知又は貸主が定める方法で周知した時点から効力を生じるものとします。

附則

本細則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行します。